豊田市高齢者等配食サービス　中止基準

１　食事の配達日の午前６時の時点で、「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」が発令されている対象区域は、その日の配食サービスを中止する。

「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」がいつ解除されるか分からず、解除の時点から弁当の調理を開始しても、間に合わないため

２　食事の配達日の午前６時以降に「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」が発令された対象区域は、その時点でその日の配食サービスを中止する。

食事の到着を待っているために避難の遅れや委託業者が食事配達中に災害に巻き込まれることを防ぐため

３　気象情報等により、事前に大規模災害が発生することが予測される場合は、その日の配食サービスを中止する。

「高齢者等避難」、「避難指示」及び「緊急安全確保」が発令された場合に、速やかな避難を促すため

４　震度５弱以上の地震が発生し、食事を配達することが困難な場合は、利用者及び委託業者の安全が確保されるまで配食サービスを中止する。

豊田市の避難所開設の目安であり、余震等によって２次災害が発生する可能性もあり、利用者及び委託業者の安全を確保するため

５　その他、市長が利用者及び食事配達業者の身に危険が及ぶと判断した場合は、利用者及び委託業者の安全が確保されるまで配食サービスを中止する。

前述の他に不測の事態によって、利用者及び委託業者の安全が確保できないと判断した場合に対応するため

※自然災害等による利用者の責に帰さない理由により、配食が中止になった場合は、利用者からの負担は求めない。

※基準どおり配食を中止する場合でも利用者への電話連絡を行い、安否の確認と避難勧奨を行う（安否確認代として市から一定額を支払う。）。

≪参考≫　市の事業で食事を中止する基準

１　小中学校の給食

（１）豊田市西部（豊田、藤岡、小原）又は豊田市東部（足助、下山、旭、稲武）に暴風警報が発令され、午前６時までに解除されない場合は、当日の給食を中止する。

（２）前項の規定にかかわらず、気象情報等により事前に暴風警報が発令されると予測される場合は、給食を中止することができる。この場合においては、給食を中止する日の前日の午前１０時までに教育委員会が決定し、正午までに教育委員会から学校へ連絡するものとする。

（３）児童等の登校後に、豊田市西部（豊田、藤岡、小原）又は豊田市東部（足助、下山、旭、稲武）に暴風警報が発令された等の理由により、途中下校をさせた場合にあっては、児童等が給食を食べたときは給食費を徴収し、給食を食べなかったときは給食費を徴収しない。

２　こども園の給食

（１）午前６時までに暴風警報の発令が解除された場合は、当日の給食は実施。

※保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間･状況により給食を実施できない場合あり。

（２）気象情報等により、事前に暴風警報が発令されると予測される場合は給食を中止する場合あり。

※保育時間中に暴風警報が発令された場合、その時間･状況により給食を　実施できないこともあり。（給食を中止する日の前日の午前１１時までに、保育課から緊急メール及び園に連絡。当日暴風警報が発令されていない場合においても給食はなし。）

※「特別警報」が発令された場合も、原則「暴風警報」発令時の対応に準じます。

（３）特定の区域において土砂災害警戒情報、河川氾濫情報、その他の避難勧告等が発令された場合は、園の指示。

（４）震度５弱以上の地震が発生した場合、自宅待機のため給食はなし。